



**「災害時要援護者支援制度」の登録をお願いします**

市では、災害時に自力での避難が困難と思われる人について、本人の同意を得た上で、災害時要援護者として登録(名簿の作成)を行っています。



名簿は地域づくり組織に提供し、災害時の安否確認や避難誘導の助け合いなどの支援体制の整備に活用します。積極的な登録をお願いします。

登録をされた人で希望者には、市より「防災ラジオ」を貸与します。

**対象となる人**

- ▼身体障害者手帳(肢体1・2級、視覚1・2級、聴覚2級)をお持ちの人
- ▼精神障害者保健福祉手帳(1級)をお持ちの人
- ▼知的障害者で療育手帳Aをお持ちの人
- ▼介護が必要な要介護認定3~5の認定を受けている人
- ▼70歳以上の高齢者のみの世帯の人(長期入所・入院している人を除く)

◎上記対象者以外で災害時に支援が必要と思われる人も登録できます。お問い合わせください。



**登録方法**

対象者には、2月に災害時要援護者登録申請書(兼個人情報提供の同意書)の用紙を送付します。同封の返信用封筒で市へ申請してください。

◎登録申請書の用紙は、今年新たに対象となった人と昨年までに登録の意思表示をしていない人へ送付します。一度登録されますと、名張市民である限り有効です。

☎ 医療福祉総務室 ☎ 63-7579  
危機管理室 ☎ 63-7271



**2月7日、8日は八日戎 粕汁を振る舞います**

**■ 2月7日 金 蛭子神社前(鍛冶町)での催し**

**▼ はまぐり入り 粕汁の振る舞い**

午後1時30分~

※なくなり次第終了。神社周辺では交通規制が行われます。



☎ (一社) 名張市観光協会 ☎ 63-9148

▼ 商工会議所青年部 ほろよい屋台 午後4時~  
・屋台村 ・地酒の販売など

☎ 名張商工会議所 ☎ 63-0080

**■ やなせ宿での催し**

日時 2月7日金・8日土

両日 午前11時~午後3時

内容 ・甘酒の振る舞い(両日とも先着100人)  
・抹茶体験(300円。7日のみ) ・伊賀牛やなせうどん、伊賀米おにぎりの販売など

☎ やなせ宿 ☎ 62-7760

令和元年 **消防白書**

☎ 消防本部予防室 ☎ 63-1412  
☎ 名張消防署 ☎ 63-0999



**火災**

**昨年1年間に市内で発生した火災は 25件**

一昨年より**2件増**

**火災発生状況**

建物火災	林野火災	車両火災	その他火災	合計
15件	0件	2件	8件	25件

令和元年中の火災件数は25件で、前年から2件増となりました。特に昨年は建物火災が多く15件発生し、その内住宅火災が9件発生。国の重要文化財などがある寺院においても火災が発生しました。建物火災の主な出火原因は、「たばこ」「ガスコンロ」「配線器具」などによるもの、その他火災の主な出火原因は、「たき火」「火入れ」などの焼却行為によるものでした。



なお、火災による死者は1人、負傷者は5人でした。

火の取り扱いの不注意や、つい、うっかりといった気の緩みからの火災の発生を防ぐとともに、文化財の火災予防や愛護にも努めていただきたいと思います。

**■ 住宅用火災警報器を正しく設置していますか?**

市消防本部が昨年に住宅用火災警報器の設置率を調査したところ、適正または一部適正に設置された世帯は約8割で、そのうち、作動確認が実施されている世帯は約3割でした。

住宅用火災警報器は、全ての住宅の寝室や、寝室が1階以外にある住宅の階段に設置が必要です。設置後は定期的に作動確認を行いましょう。



**救急 救助**

**昨年1年間の救急出場件数は 3,773件**

一昨年より**6件増**

救急出場状況 ※その他とは「労働災害」や「運動競技」などです。

種別	急病	一般負傷	転院搬送	交通事故	その他	合計
出場件数	2,555件	552件	348件	192件	126件	3,773件
搬送人員	2,314人	507人	347人	201人	92人	3,461人

救助出動状況 ※その他の事故とは、「山岳救助」などです。

種別	火災	水難事故	交通事故	建物などによる事故	その他の事故	計
出動件数	2件	2件	16件	11件	10件	41件
救助人員	1人	2人	15人	9人	9人	36人

令和元年中の救急出場件数は3,773件で、前年と比較すると6件増加しました。搬送人員は3,461人となり、前年より11人の減少となりました。種別ごとの救急搬送人員は、急病が2,314人と最も多く、次いで一般負傷の507人などとなっています。救助出動件数は41件で、前年と比較すると1件の増加となり、36人を救助しました。

**■ 救急車の適正利用にご協力をお願いします**

救急車の出場件数が増加しています。緊急性がなく自分で病院に行ける場合は、救急車以外の公共交通機関などをご利用ください。

また、どこの医療機関に行けばよいのか分からない場合は、三重県救急医療情報センター(☎ 059-229-1199 [24時間])で受診可能な医療機関を案内していますのでご利用ください。

次の場合は迷わず救急車を!

1. 意識がない
2. 胸痛や呼吸困難
3. 突然の激しい頭痛
4. 動き、話しづらいなど

**4月1日から違反対象物の公表制度が始まります**

建物利用者が、建物の危険性に関する情報を入手して建物利用の判断ができるよう「重大な消防法令違反」のある建物を公表する制度です。飲食店、物販店、社会福祉施設などの不特定多数の人が利用する建物が対象です。

- ▶ 重大な法令違反…屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備のいずれかが一切設置されていない場合
- ▶ 公表内容…市ホームページで、建物の名称、建物の所在地、違反の内容などを公表します。

